

第四十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十九号

昭和四十年五月十八日(火曜日)

午後一時五十分開会

委員の異動

五月十八日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

小平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君

理事 上原 正吉君

大谷藤之助君

中田 吉雄君

向井 長年君

委員 植垣弥一郎君

川上 為治君

岸田 幸雄君

柳木 亨弘君

斎藤 昇君

前田 久吉君

椿 繁夫君

藤田 進君

鈴木 一弘君

奥 むめお君

國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

政府委員

公正取引委員会 委員長 波邊喜久造君

公正取引委員会 事務局長 竹中喜清太君

通商産業大臣官 房長 熊谷 典文君

通商産業省鉱山 局長 大慈彌嘉久君

通商産業省石炭 局長 井上 亮君

通商産業省公益 事業局長 宮本 惇君

中小企業庁長官 中野 正一君

中小企業庁次長 影山 衛司君

事務局側

常任委員会専門 小田橋貞壽君

委員

○委員長の報告に付した案件

産業貿易及び経済計画等に関する調査

(日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の改正に関する件)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長の報告(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、委員会提出法律案に関する件の御決定を願ったあと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案並びに総合エネルギー調査会設置法案の審査を行なうこととなりましたから、御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより議事に入ります。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の改正に関する件の調査を進めます。

本件につきましては、中田君から委員長の手元に、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案の草案が提出されており、この際、まず提案者から草案の趣旨につ

いて説明を聴取いたします。中田吉雄君。○中田吉雄君 たいま議題となりました「日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案」を發議する理由及びその草案につき御説明申し上げます。

この法律案は、これら二つの特殊法人の余裕金の運用方法に改正を加え、これを中小企業向け資金としても運用できるようにしようとするものであります。御承知のとおり最近わが国では日本貿易振興会、アジア経済研究所及び国民生活研究所等、公団、事業団、基金その他の名称による特殊法人が多く設立されており、その数は政府出資のある法人だけでも昭和三十九年度末で五十に達し、政府出資額は合計三千四百七十億円の多きに上っています。今国会でもまた幾つかの新たな法人が生まれております。そしてこれら特殊法人が業務上の余裕金を持った場合に、これがいかなる形で運用されるかと申しますと、大体において、第一に国債その他債券の保有、第二に資金運用部、郵便貯金、銀行その他金融機関への預金、第三に金銭信託という形をとっているのが、細部についてはそれぞれ特殊法人によってかなり異なつた取り扱いをいたしております。債券保有にいたしても、まれには全然許しておられないものもあり、許す場合にも国債のみを認めるもの、さらに主務大臣指定の有価証券の保有を認めるもの等があり、預金にいたしても、多くは資金運用部、銀行、郵便貯金の三者を認めているのが普通であります。場合によりましては、主務大臣指定の金融機関への預金とするものもあり、農林省所管の特殊法人のごときは、一つの例外もなく農林組合中央金庫への預金等と機関名を明記するなど種々の形があります。また金銭信託の中にはこれを認めない特殊法人もままありますが、多くはこれを認めているのが現状であります。

これら運用方法のうち、債券の保有については

国債とあわせて主務大臣指定の有価証券の保有を認め、これが最近の傾向であります。申すまでもなく金融債は一般に貯金より有利であり、流動性に富み、かつ政府の監督も厳重に行なわれておりますので安全であります。ことに商工債券、農林債券のごときは、その資金が中小企業、農林水産業に融資されて、高度成長下に立ちおくれた部門の近代化、高度化に貢献し、ひいては日本経済の健全なる発展に資するものであります。したがって、特殊法人の余裕金の運用方法として、当然保有を認めるべきものであります。政府もこの点にかんがみ、今国会に提出し、最近成立を

みしました「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案」におきましては、第三十七条の三を改正し、石炭鉱業合理化事業団も今後は主務大臣指定の有価証券にも余裕金を運用できるようにしていただくのであります。しかるに、この日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法においては依然として旧のままその保有を認められておらないのであります。両者の余裕金の運用先をみますと、アジア経済研究所は普通銀行十行、信託銀行四行、日本貿易振興会は普通銀行十三行、信託銀行五行であり、貿易振興会の余裕金は約四十億円あって、これを銀行預金、金銭信託として運用しているものであります。わが国貿易において中小企業製品の輸出が五割以上を占めることには思いいたしませんれば、貿易振興を目的とするこれらの二人が、中小企業向け金融機関である商工組合中央金庫の発行する債券を保有することで余裕金を運用することは当然許されてもよいと思つております。したがって、今回この点を改正し、商工債券等も保有できることとし、中小企業金融の資金源充

実の一助にしようとするのが本法律案を提出する理由であります。

法律案の内容は、二法における業務上の余裕金

運用に關する規定を改正して、通商産業大臣の指定する有価証券を保有することもできることとし、通商産業大臣がこの指定をしよとするとときは大蔵大臣と協議することを要することにしております。

なおこの際は、五十になんなんとする特殊法人の余裕金の運用方法についても近く再検討を加え、これが法体系を整備し、かつ商工中金等へも預金ができるように改正することが必要であることも付言させていただきます。

最後に、この発議をお許しください。商工委員会全員の各位に対し、満腔の感謝の誠をささげたいと思つております。

以上がこの法律案を發議する理由及びその草案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で越旨説明は終了いたしました。

本草案に關し御質疑、御意見等がございましたら御發言願います。

○向井長年君 いま提案理由の説明がございましたように、この法案は社会党の中田委員が発議されました。各党、会派、商工委員が共同賛成をして理事会で決定されたものでございますが、当然かかる改正は政府みずからがやらなきゃならぬものだと、こう考えるわけなんです。こういうことが今日までやれ得なかつた理由、それからこの法案に対しての所見を通産大臣から伺いたいと思つてます。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまから二週間ぐらい前であつたか、本委員会の質疑応答の中に、本日の問題についてお尋ねがございました。私も余裕金をそういうふうにご利用するといふことは非常に好ましいと、こういう見地に立ちまして、政府が提案をするようにということもございましたが、ただいま越旨説明をなさいました中にもございませうように、政府みずからこれをいたす場合に、なお多数の他の機関もございませう。そういういたします

と、事務手続上からいたしますと、それぞれの機関あるいはその機関の所属する各省というふうなふうに全部手続をしましてまいりますと、非常な時間を要するといふことがわかりました。これではどうも政府からやる以上は全部の機関を通じて考えなきゃならない、こういうふうなことで御相談を申し上げておりましたところ、ただいまの御説明のとおり、ジェットロ、アジ研についてまずやるべきである、こういうことでもございましたので、たいへん恐縮に思ひましたが、そのようなお取り計らいについては、私どもとしても異論がないところでございます。委員会で御發議がございましたら、われわれはそれに賛成をいたしたいと、かように申し上げたのが経過でございます。ただ、さかのぼつてそれよりも以前にもつと考へべきでなかつたかと、こう御指摘がございませうれば、その点は私どもとして反省をしなきゃならないと思ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御發言もないようでございますので、中田君提案と御草案が確定いたしました。よつて本草案を、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本会議における越旨説明の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

で、御了承願います。それでは、まず政府委員から補足説明を聴取いたします。渡邊公正取引委員長。

○政府委員(渡邊喜久造君) ただいま議題になつております私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その内容を簡単に補足説明いたします。

改正案の内容は次の四点であります。

第一は、金融業以外の事業を営む国内の会社で、その資産が一億円をこえるものについて株式所有報告書提出の義務を課しておるのが現在の法律であります。これを総資産五億円をこえるものに改めようとするものであります。

第二は、会社の役員または従業員がその会社と競争関係にある国内の会社の役員を兼ねた場合、これらの会社のうちいずれか一つの会社の総資産が一億円をこえるとき役員兼任の届け出義務を課してあります。これを総資産五億円をこえるときに改めようとするものであります。

第三は、公正取引委員会事務局の地方支部局として新たに仙台地方事務所を設置しようとするものであります。

第四は、公正取引委員会事務局の定員二百六十六人を十一人増員して、二百七十七人とすることでありませう。

第一及び第二の改正点につきましては、現行法は、昭和二十八年の法改正以来総資産一億円に据え置かれてきたもので、この間経済の伸展に伴い会社の資産規模は著しく拡大している。現行のまま据え置くときは、中小規模の企業にまで提出義務を課することとなりますので、これらの事情を考慮し、経済の伸展に対応して会社の資産規模を引き上げようとするものであります。

第三及び第四の改正点は、公正取引委員会事務局の機構及び定員の改正であります。これは、最近における物価対策、中小企業対策、消費者行政等の重要性にかんがみまして、公正取引委員会の機構を充実整備し、これらの行政に当たらうとするものであります。

公正取引委員会の機構につきましては、従来もその充実に努力してまいりましたが、最近、物価対策の一環としての違法な価格協定の取り締まり、不当景品類、不当表示の防止、下請事業者の利益保護、歩積み尙建て預金の規制等、その業務はますます広範かつ重要性を増しておりますので、現在の機構、定員をもってしては必ずしも十分とはいへないがたい状況にありませう。本改正により機構の充実強化を行なうとするものであります。

以上、簡単にありますが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明いたしました。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終了いたしました。

それではこれより質疑に入ります。御質疑のありの方は、順次御發言願います。

○鈴木一弘君 最初に伺いたいのは、一億円を五億円に改めたわけですが、二十八年の法改正のとき以来資産が一億円に据え置かれた。で、いまの提案理由の説明を伺うと、そのままでおくと、だ

いぶ中小企業にまで提出義務を課すようになってきたという話なんです。二十八年の当時は一億円以下のもので、現在は一億円以上五億円以下という範囲に入ってきたものはどのくらい實際問題として現状あるんでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) いま御質問になりました、二十八年当時総資産一億、それがその後現在どうなつていっているかといった点については詳細な調査は遺憾ながら持っておりませう。ただ、総資産と資本金の關係を見てもいりますと、大体いろいろな統計から、現状においては総資産一億のものは資本金が大体一千万円ぐらいのもの、それから総資産五億のものは大体資本金が五千万円ぐらい、こういった一応の対応關係は見られるようであります。で二十八年当時、この総資産一億というところでもつていろいろ報告を出しましたのは、全国の会社に対して、会社数として当時約四千四百社、パーセンテージにしま

の実現を図るより、宮崎県議会一致の議決により要望するとの請願

一、事業資金又は欠損金に対する国庫補助金の支出又は利子補給のみちを講ずること。

二、事業運営上現金不足を生ずる場合は、これを補てんするための起債を認めること。

三、事業支出の軽減を図るため公募債、縁故債の割当てを削減し、財政投融資資金の増額を図ること。

四、公営企業金庫債の償還期限を延長し、利率の低下を図るとともに償還方法を元利均等償還に変更すること。

五、建設資金としての縁故債はこれを公営企業金庫債に切替えできる措置を講ずること。

理由

新産業都市の建設がわが国経済発展上不可欠の事業であるとともに、工業用水道の建設もその基礎整備のため絶対的な先行投資的事業である。本事業の発足当初には収支がつくならないものであり、その結果は地方財政に重大な影響をあたえる。

新産業都市の健全な発展と地方財政への圧迫を除去するため、目下政府において講ぜられつつある特別援助措置以外に前記の施策が必要である。

第十四号中正誤

へし 段 行 誤 正

二六 四 終わり 年限

一八 四 三 補償 保証

第十六号中正誤

へし 段 行 誤 正

二 二 終わり 例産 倒産

二 二 終わり 悪化等業 悪化等が

五 二 終わり 二五年 二十年

五 二 終わり 二五年

昭和四十年五月二十二日印刷

昭和四十年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局